平成２７年（フ）第５１７号
栃木県宇都宮市平松本町342番地１　イースト鈴実Ａ101
債務者　柴田　佳子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２９号
栃木県さくら市蒲須坂640番地１　グランデ・フォレスタＣ201
債務者　小山　敦
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号
栃木県宇都宮市細谷町642番地　県営住宅816、前住所栃木県宇都宮市下川俣町65番地１　フローレンスＤ201
債務者　渡邉　朋幸
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７号
岡山市中区平井１丁目15―11―２メゾン・ジェルメＢ203、住民票上の住所岡山市中区徳吉町２丁目１番15号
債務者　小塚　直登
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８９号
東京都新宿区上落合２丁目28―12―211
債務者　黒須　保之
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０１号
東京都足立区保木間２丁目19―12―207
債務者　谷澤多喜子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１３号
東京都東村山市萩山町３丁目22―９　長谷川方
債務者　山崎　千絵
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１４号
東京都墨田区文花１丁目30―22―401
債務者　平林　友美
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４６号
東京都目黒区中目黒４丁目６―17　池田荘201
債務者　山田　親美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９５５号
東京都世田谷区成城８丁目25―１―233
債務者　藤本　大介
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９号
横浜市青葉区奈良町2998番地32
債務者　吉村　昭寛
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９号
東京都三鷹市井の頭１丁目４番15号ケート井の頭201
債務者　杉山まどか（旧姓池内）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９６号
東京都東村山市秋津町５丁目19番地75エントピア新秋津Ａ201
債務者　倉田　香織
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
静岡県浜松市中区上島六丁目14番45号　上島マンション103号室、前住所静岡県湖西市白須賀444番地の１
債務者　箕浦　貴子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
（住民票上の住所）三重県伊賀市上野鉄砲町2354番地の２　サンハイツ二美202号室
債務者　小泉美和子（旧姓辻極）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係